

II 建築概要

1. 概要

名称 武蔵野市立井之頭小学校

計画敷地 武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号

用途地域 第一種低層住居専用地域

建ぺい率 50 パーセント

容積率 100 パーセント

高度地区 第1種高度地区

防火地域 準防火地域

日影規制 3時間－2時間 / 測定面の高さ1.5メートル

敷地面積 10,184 平方メートル

建築面積 4,050 平方メートル

延床面積 10,550 平方メートル

階数 地上4階 地下1階建て

最高高さ 14 メートル

構造 鉄筋コンクリート造

事業費（税込） 建設費（プール・外構含む） 7,307,060 千円 / 既存解体費 790,000 千円

設計者 株式会社 日建設計

※ 建築面積、延床面積、階数、最高高さについては、現時点での数値を示しています。今後、算定方法の調整等により、変更となる可能性があります。

※ 事業費は、基本設計時点の概算費であり、実施設計及び社会経済情勢の変化により変わる可能性があります。

2. 想定工程

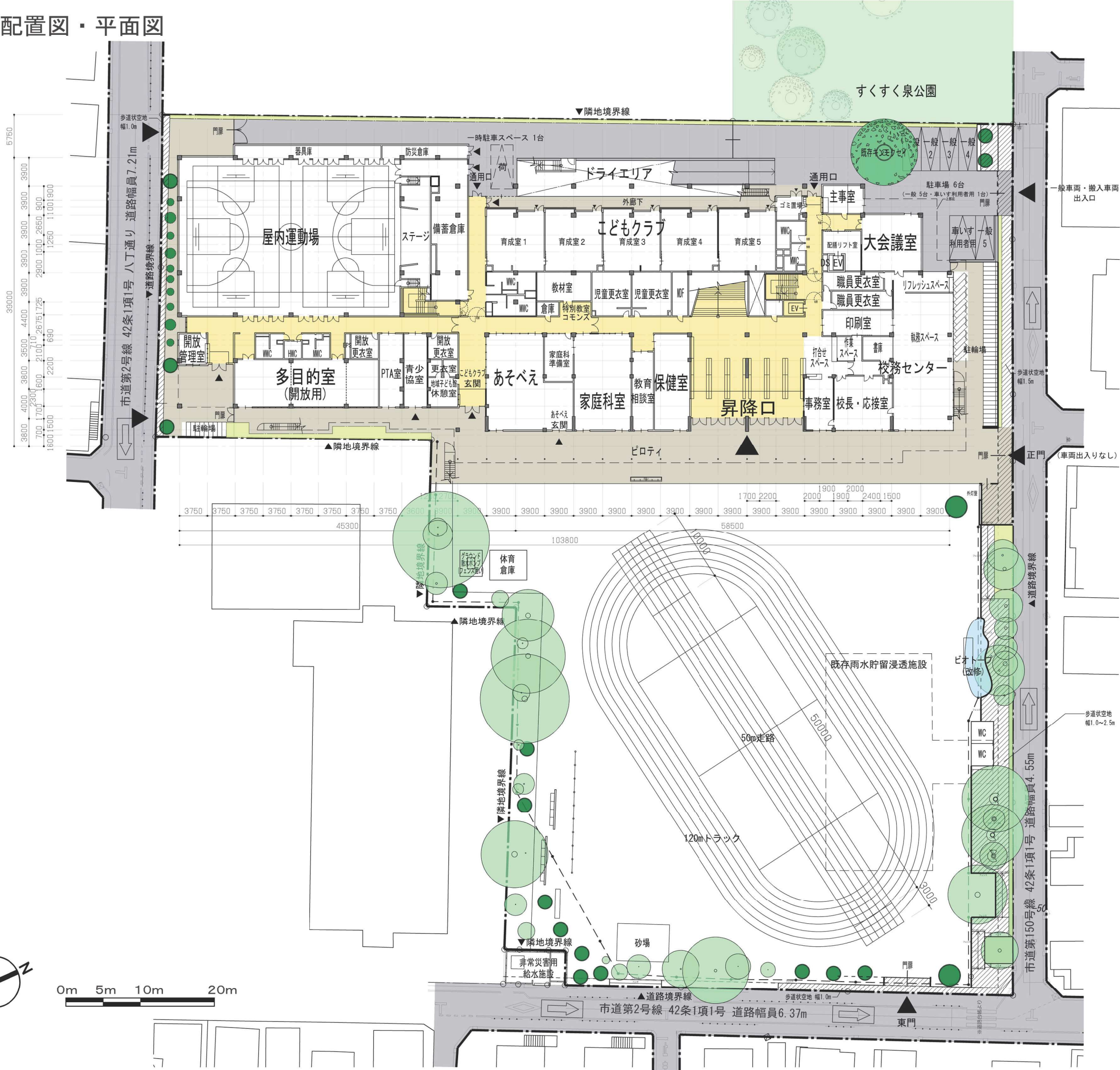
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度～
設計	基本計画	基本設計	実施設計					
工事					解体工事	新築工事		
児童の 通学先	井之頭小 既存校舎				第一中敷地内の仮設校舎			井之頭小 新校舎

※ 現時点で想定している工程のため、今後の設計の中で変更する可能性があります。

3. 配置図・平面図



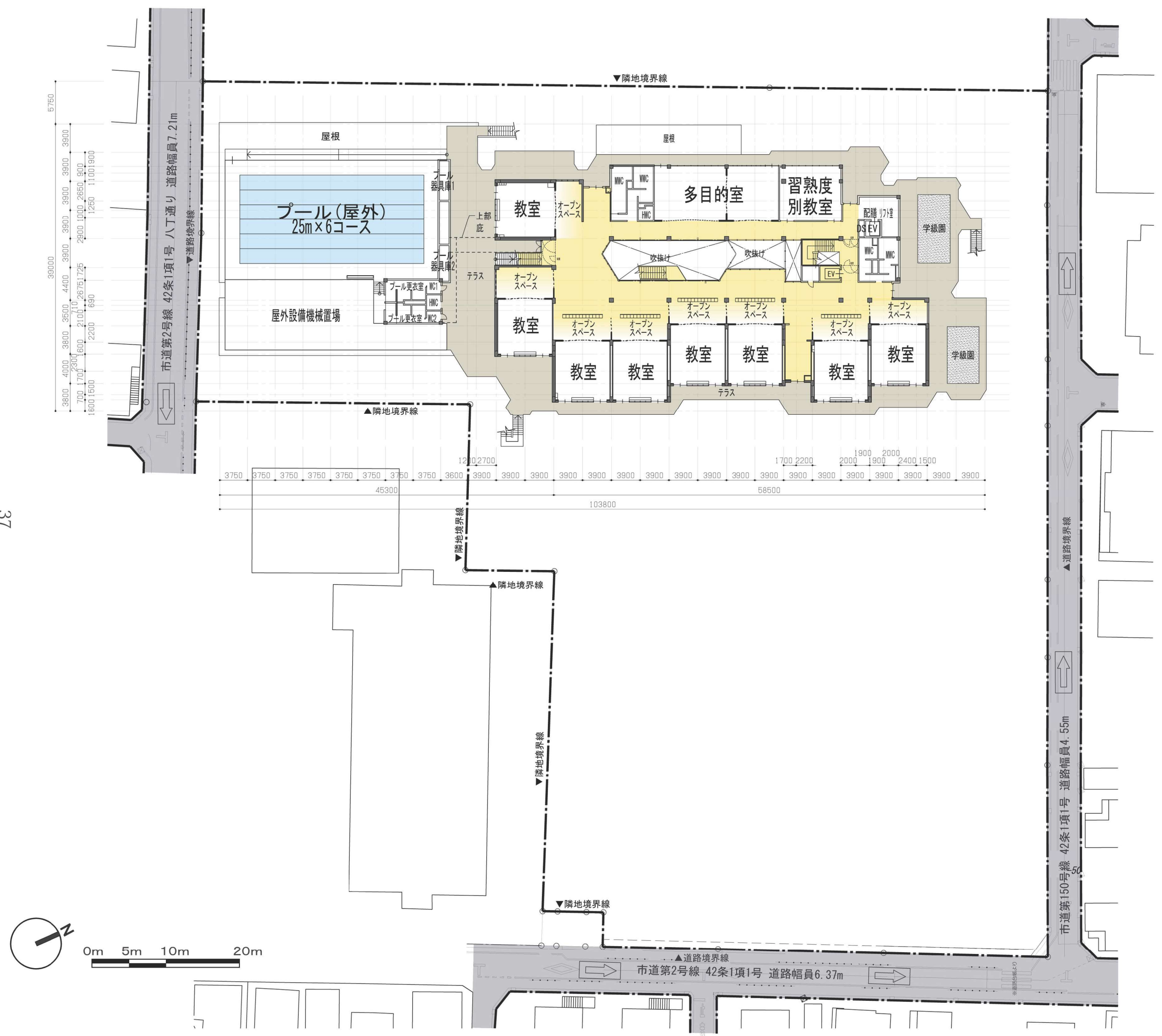
0m 5m 10m 20m



武蔵野市立井之頭小学校
配置図兼1階平面図

武蔵野市立井之頭小学校
2階平面図

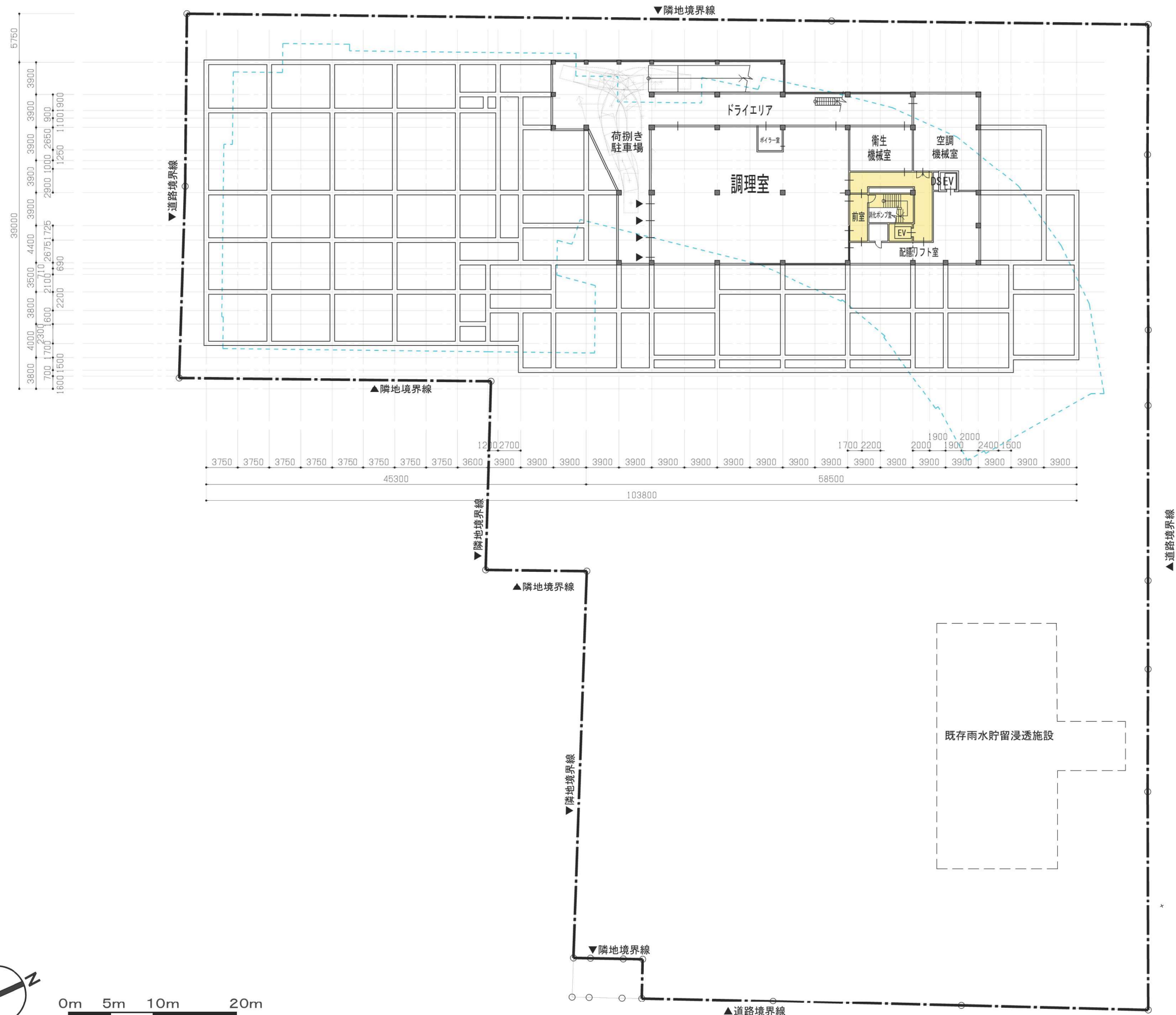
武蔵野市立井之頭小学校
3階平面図



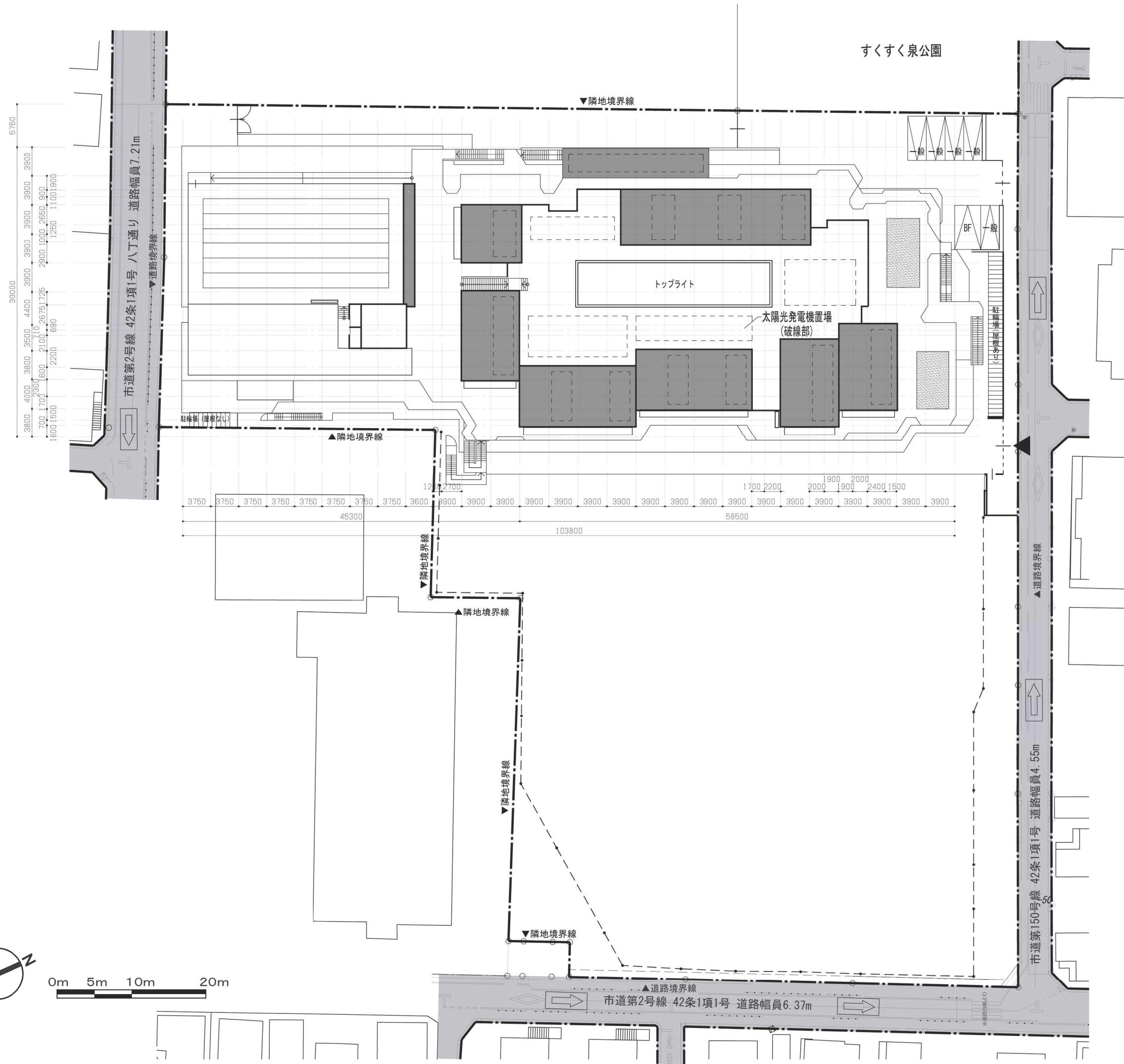
武蔵野市立井之頭小学校
4階平面図



0m 5m 10m 20m



武蔵野市立井之頭小学校
地下1階平面図

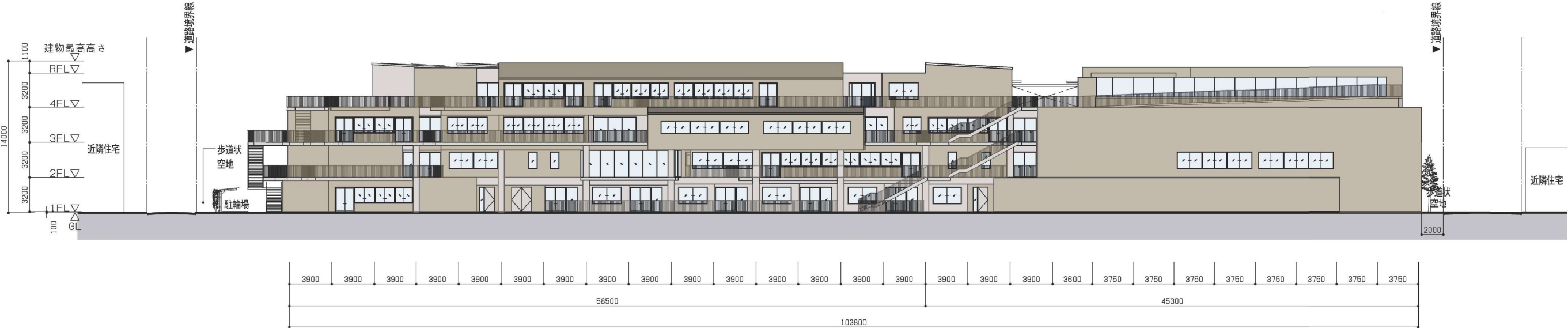


武蔵野市立井之頭小学校
屋根伏図

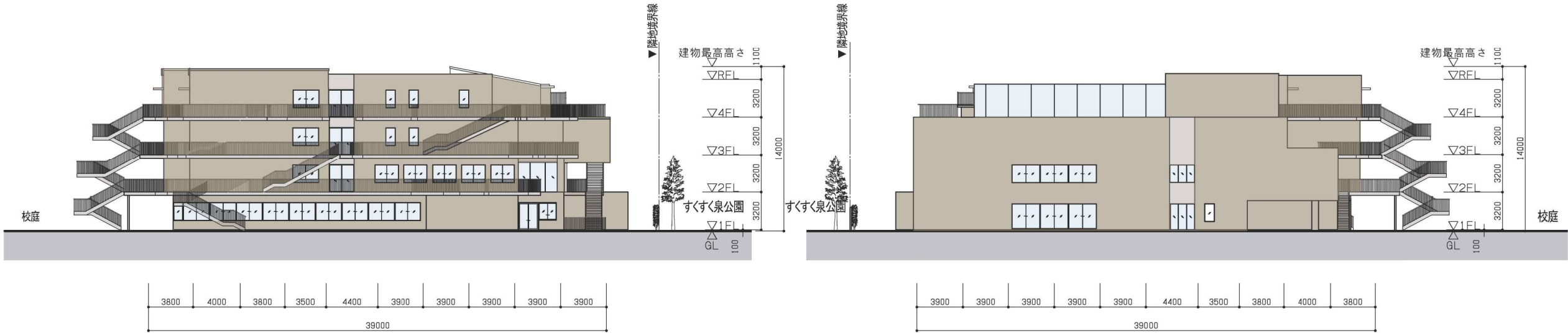
4. 立面図



東立面図



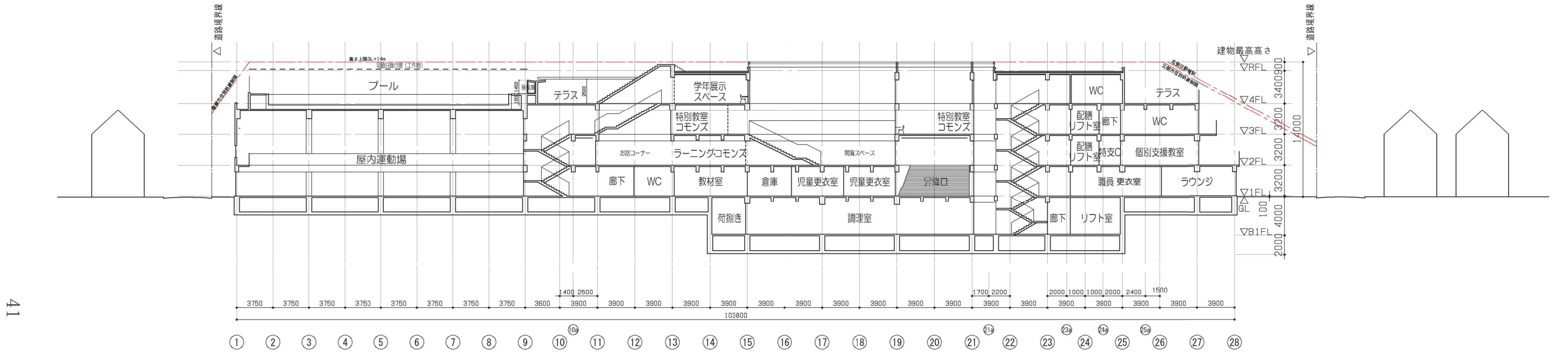
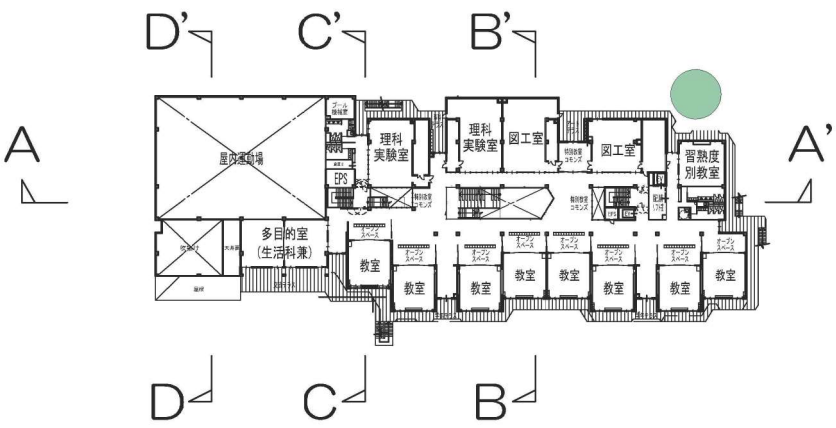
西立面図



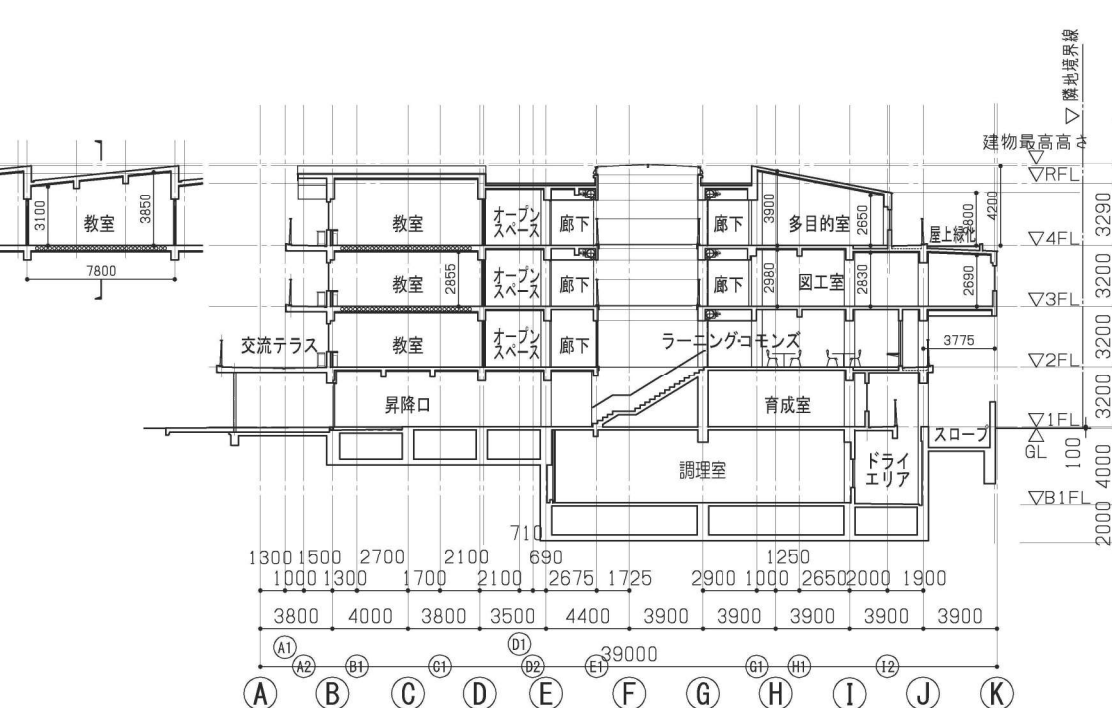
北立面図

南立面図

5. 断面図



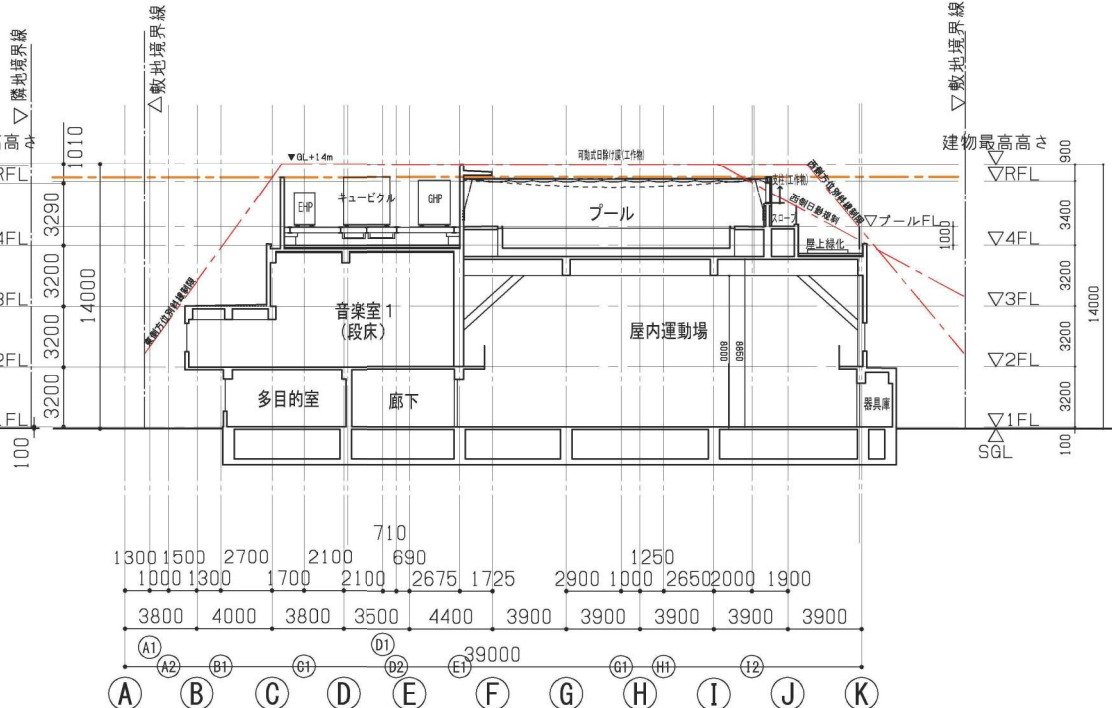
A-A' 断面図



B-B' 断面図



C-C' 断面図



D-D' 断面図

井之頭小学校断面図

※今後、実施設計において、変更することがあります。

6. イメージパース



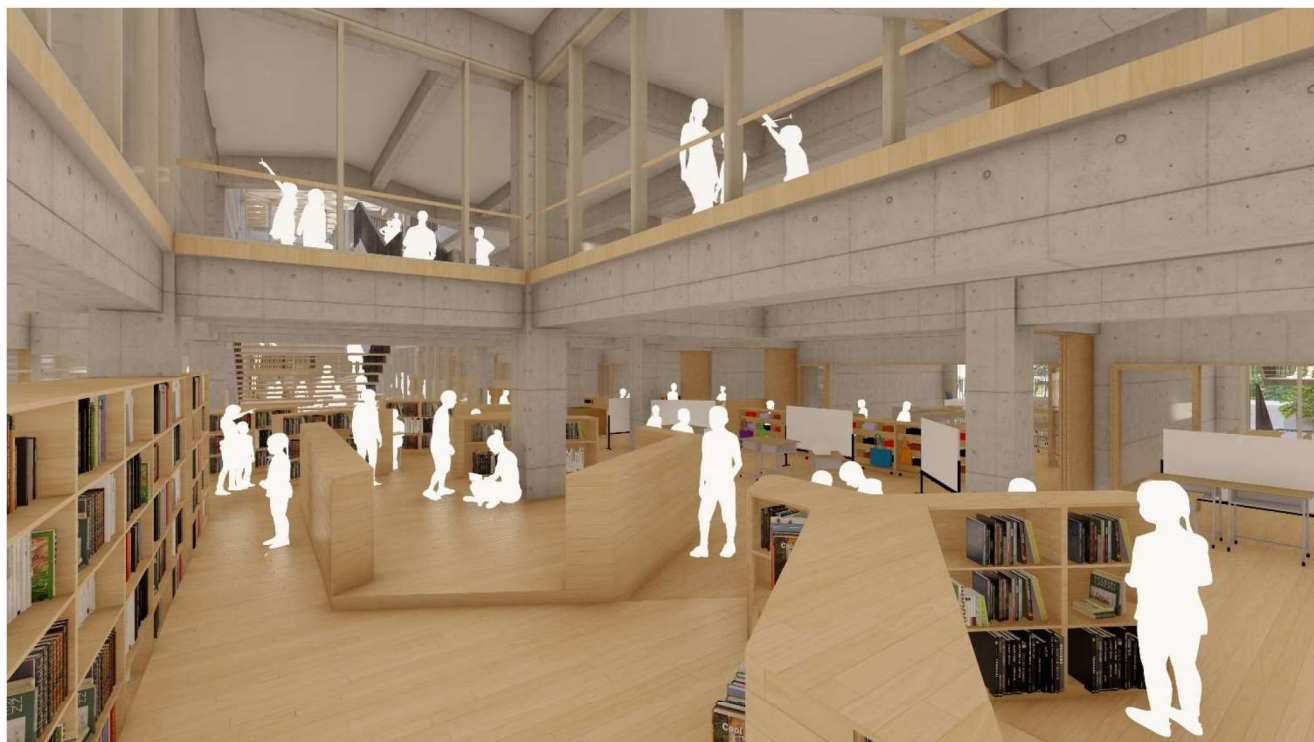
※現時点でのイメージです。

正門からのイメージ



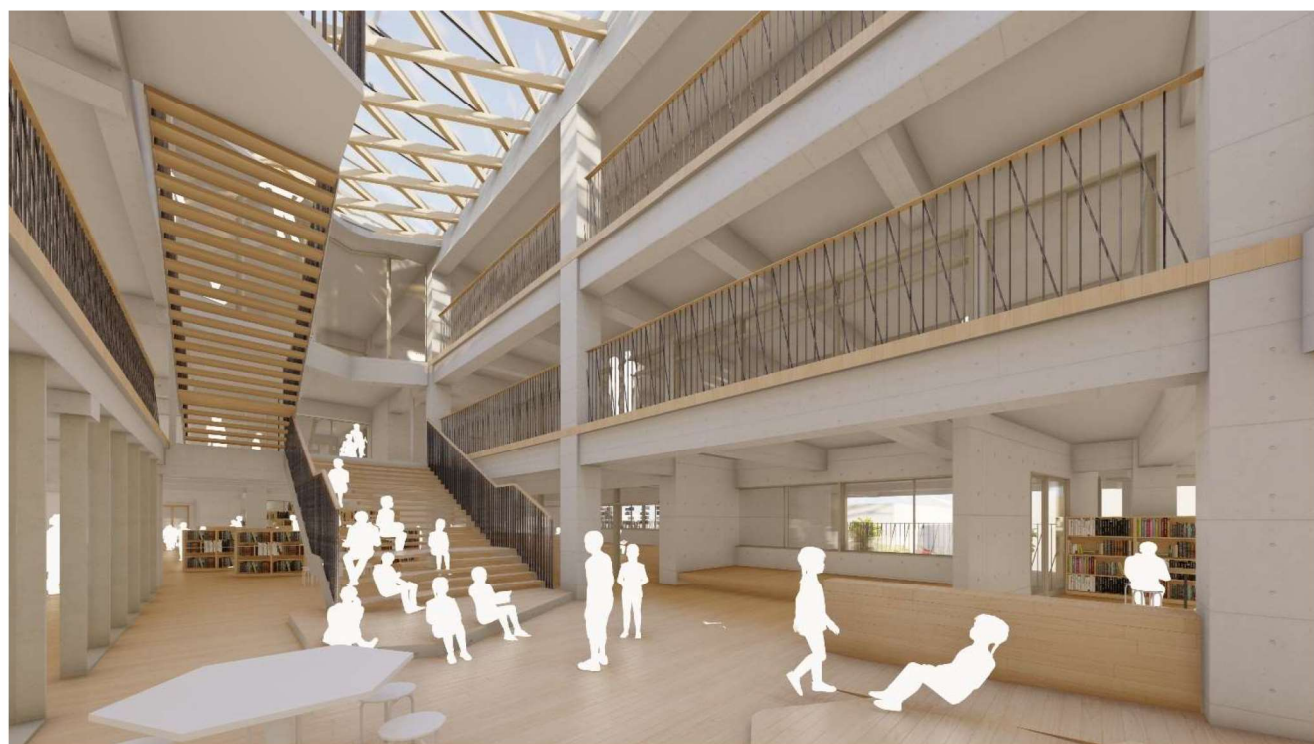
※現時点でのイメージです。

鳥瞰図（北東上空からのイメージ）



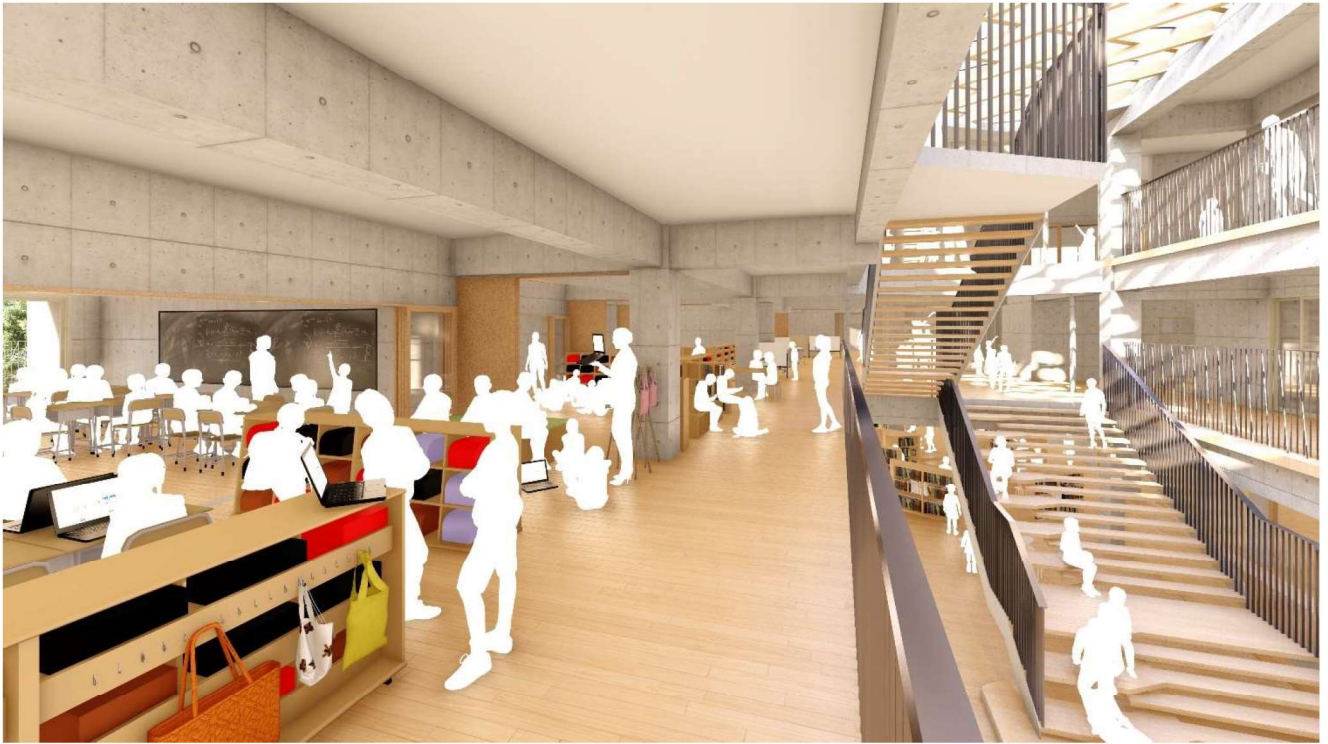
※現時点でのイメージです。

ラーニング・commonsのイメージ



※現時点でのイメージです。

ラーニング・commonsと吹抜けのイメージ



※現時点でのイメージです。

オープンスペースのイメージ

III 改築工事中の対応

1. 中学校改築との関係

井之頭小は校地が狭小であることから、校地内で改築工事を行いながら校庭を確保することが困難であるため、工事期間中（令和8(2026)～10(2028)年度）、第一中学校（以下「第一中」という。）改築に伴い校地内に設置した仮設校舎に仮移転します。

仮設校舎は空調設備を完備し、円滑に移動ができるようエレベーターを設置したほか、一部のトイレ、手洗い、特別教室等を小学生仕様に改修する等、児童が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、配慮しています。



仮設校舎普通教室



井之頭小の現況

（国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」を加工して武蔵野市が作成）



校庭側から見た仮設校舎

2. 仮設校舎への仮移転により想定される影響と対応

井之頭小が第一中に仮移転することにより、一部の児童の通学距離の延長や通学路の変更が発生します。児童の安全を確保するために、通学時間帯に合わせたスクールバスの運行や、通学路の見守り等を実施します。詳細については、令和6(2024)年度内に決定します。

また、同敷地内に小学校と中学校が共存するため、施設の使用等において調整をしなければならないことが想定されます。

これらの課題に対し、小中学校と調整を行いながら、より良い教育環境を確保するための対策を講じます。詳細については、令和6(2024)年度内に決定します。

また、休日に地域のスポーツ団体が活動できるよう、改築工事中の井之頭小の校庭を一部利用できるよう検討します。



第一中と井之頭小の位置関係

（国土地理院ウェブサイト「標準地図」を加工し武蔵野市が作成）

実線：井之頭小の学区域

破線：通学距離シミュレーション

徒歩時間は小学校低学年の歩行速度を50m/分と仮定し、信号待ち時間（5分）を加算して徒歩時間を算出

学校名		年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
第一中	実施設計	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12		
	R4.9～仮設校舎使用 既存校舎解体	仮設共用 中学校用地を共同利用する期間										
		基本設計	仮設校舎 既存体育館 解体工事									
		本体工事	プール棟・ 外構工事									
井之頭小	基本計画	基本設計		実施設計		解体工事		本体工事				
	基本設計	実施設計		解体工事		本体工事						
		平成19(2007)年4月2日～ 平成20(2008)年4月1日生	中3									
		平成20(2008)年4月2日～ 平成21(2009)年4月1日生	中2	中3								
		平成21(2009)年4月2日～ 平成22(2010)年4月1日生	中1	中2	中3							
		平成22(2010)年4月2日～ 平成23(2011)年4月1日生	小6	中1	中2	中3						
		平成23(2011)年4月2日～ 平成24(2012)年4月1日生	小5	小6	中1	中2	中3					
		平成24(2012)年4月2日～ 平成25(2013)年4月1日生	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
		平成25(2013)年4月2日～ 平成26(2014)年4月1日生	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3			
		平成26(2014)年4月2日～ 平成27(2015)年4月1日生	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3		
		平成27(2015)年4月2日～ 平成28(2016)年4月1日生	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
		平成28(2016)年4月2日～ 平成29(2017)年4月1日生	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	
		平成29(2017)年4月2日～ 平成30(2018)年4月1日生	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5		中1	
		平成30(2018)年4月2日～ 平成31(2019)年4月1日生	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4			
		平成31(2019)年4月2日～ 令和2(2020)年4月1日生	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3			
		令和2(2020)年4月2日～ 令和3(2021)年4月1日生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2			
		令和3(2021)年4月2日～ 令和4(2022)年4月1日生	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小1	

・第一中新校舎で生活する学年
・校庭を小学生と共有

中学校の工事で
影響を受ける学年

中学校地内の仮
設校舎で生活す
る学年

生 年 月 日 / 学 年 ・ 年 齢

3. プールの設置について

今後改築予定の学校の中には、敷地面積が狭いため校地内にプール設置が難しい学校があります。また、近年の猛暑や天候不良により計画的な水泳指導が難しくなっているほか、水泳指導や維持管理に係る教員への負担や、経年劣化による維持修繕が課題となっています。一つの解決方法として、他自治体において校外プールの利用を採用する動きがあります。

井之頭小改築後のプール設置については、令和3（2021）年度から検討し、改築懇談会での議論及び児童、保護者、教員アンケート等を踏まえて、自校設置をすることにしました。

○ 検討の経過

改築懇談会において、意見聴取を行い、委員13人中8人が「プールの外部化反対」、3人が「どちらでも良い」との意見でした。

また、令和5年5月、井之頭小常勤教員33人にアンケートを実施し、5割近くの教員から「管理等の負担はあるが、プールは自校に設置した方が良い」との回答があり、特に水泳指導の時間短縮及び安全管理について課題があるとのことでした。

○ 校外プールにおける移動の負担について

学校から校外プールまでは距離があり、徒歩移動が難しく、大型バスでの移動が必要です。また、道路事情から、大型バスを学校に寄り付けることが難しいため、少し離れた広い道路に待機した大型バスまで児童を移動させるといった安全面でのリスクが伴います。

○ 自校プールにおける運用上の課題について

猛暑や天候不良による計画的な水泳指導が難しいことについては、日射を遮ることのできる日除けを設置するほか、プールの時間割を工夫する等計画的な水泳指導ができるよう対応します。また、教員が水質管理や水位調整を行う必要があることについては、ろ過装置等の管理機器は維持管理しやすい機種を選定して対応します。

4. 仮設校舎使用期間中の水泳授業の対応

井之頭小は仮設校舎使用期間中（令和8（2026）～令和10（2028）年度）、第一中の敷地を共用して使用することとなりますが、水泳授業については、第一中のプールではなく武蔵野温水プール又は民間の屋内温水プールで実施することを予定しています。

○ 既存の第一中プールを共用できない理由

- ①屋外プールのため、使用できる期間が限られており、小中学校が共用すると、夏の期間に必要な水泳授業時間数を実施できないため
- ②プールの水量を少なくし、水深を浅くした場合でも、プールサイドまでが高く、児童がプールサイドに上がることが困難なため

○ 移動について

徒歩又は貸切バスによる移動を検討しています。

IV 用語集

用語	説明
あ行	
I C T (アイシーティ ー)	「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピューター、タブレット端末、プロジェクター、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
あそべえ	文部科学省が所管する「放課後子ども教室」の本市での名称。 保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の一つとして、早朝、放課後、学校長期休業中に学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行い、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
インクルーシブ教育 システム	「障害者の権利に関する条約」（日本は平成 26（2014）年に批准）の第 24 条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
屋内運動場	体育館について、法令上での名称
オストメイトパック	直腸ガンや膀胱ガン等により、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための孔（ラテン語でストーマ）を造設させた人を「オストメイト」といい、オストメイトの方がストーマ装具や汚物を洗うための汚物流し、汚れた腹部を洗うことができる水栓器具等の機能を備えたトイレ設備のこと。
大人用ベッド	多目的シート、大人用おむつ交換ベッド等とも呼ばれ、乳幼児等のおむつ交換のために設置するベビーシートとは異なり、大人も横になれる大型のシート。主にバリアフリートイレ内に設置され、障害のある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れの方等、多くの方が多目的に利用できる。
おもいやりルーム	災害時に避難所が開設された際に、専門的なケアは必要ないが一定の配慮が必要な避難者のために、一般の避難スペースとは別に独立して設置する部屋。本市の地域防災計画において位置づけられている。学校においては、アクセスの良い 1 階の教室等が想定されている。

用語	説明
か行	
学校図書館	図書室について、法令上での名称
学校 110 番	非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆け付けるシステム
基本計画	事業の目標や整備の方針、建築物の規模、配置及びスケジュール等の設計と条件を整理すること。
基本設計	基本計画で示した基本的な方針や与条件をもとに、より詳細に検討を進める行為。建築計画の概要や諸室性能を含む設計仕様を定め、基本設計図（仕様概要書、仕上概要書、面積表、平面、断面、立面、構造計画、設備計画等）等を作成していく。
教育相談室	学校において子どもたちや保護者の教育相談に対応する心理を専門とする臨床心理士を配置し、相談に対応できる部屋。臨床心理士としての呼び名はスクールカウンセラー、教育相談員の２種類があり、スクールカウンセラーは東京都、教育相談員は本市が配置している。
躯体	建築物の構造体のこと。構造躯体という場合は、建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい等）、床版、屋根版、横架材（梁等）等をいう。
グループ学習	クラスの児童生徒をいくつかのグループに分け、グループの成員の協力によって進められる学習法 児童生徒が自ら主体的に、他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験するような能力や資質を育成するために、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」することが求められる。
建築面積	建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（建物を真上から見たときの外周で求めた面積）
建ぺい（蔽）率	敷地面積に対する建築面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加又は緩和される場合がある。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、土地利用の増進を図るため、建築物の高さ制限を定める地区。本市では、日照・通風・採光等を確保し、北側敷地への影響をやわらげるため、建築物の各部分の高さを北側境界からの距離で制限している。
校務センター	本計画では、チーム学校を実現するために、教員や事務職員等の執務エリアを一体的に整備し、連携やコミュニケーションを取りやすく、円滑な校務を実現できる職員室等の管理諸室を指す。 ※「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされる全ての仕事を指す。

用語	説明
こどもクラブ	国が定義する、放課後児童健全育成事業「学童クラブ」(厚生労働省所管)の、本市での名称 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業
個別学習	一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めること。
さ行	
実施設計	建築に関わる法令を満たし、工事発注に必要となる具体的な仕様・寸法・機器能力を設定する。構造計算や、設備機器能力計算を含む。
斜線制限	敷地北側、道路や隣地の日照、通風、採光等を確保するため、建築物の各部分の高さを制限する規定。「北側斜線」、「道路斜線」、「隣地斜線」、「高度斜線」等がある。
習熟度別・少人数指導	各教科等の授業において、例えば、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行う授業形態・方法である。 1つのグループを少人数にして指導を行うことにより、児童生徒一人一人に対してきめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって指導の効果を高めることをねらいとして実施するものである。
スケルトン・インフィル	建物のスケルトン(柱・梁・床等の構造躯体)とインフィル(内装・設備等)とを分離した工法。内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。
設計と条件	建築物の設計をする際に必要となる条件のこと。本計画では事業の目標や建築物の性能、用途、規模等の施設の概要や、敷地条件、周辺環境、工事工期等を設定する。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。 省エネルギー量、創エネルギー量の段階により、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階があり、これらをまとめてZEBと総称する。
ゾーニング	空間(部屋や区画)を用途別に分けて配置すること。

用語	説明
た行	
高さ制限	建築基準法において、ある地区や地域の建築物の高さの最高限度を定めること。具体的には、「絶対高さ制限」「道路斜線制限」「隣地斜線制限」「北側斜線制限」「日影規制」がある。
地域子ども館	本市においては、放課後児童対策として行っている自由来所型の放課後子ども教室「あそべえ」と、放課後児童健全育成事業「こどもクラブ」の連携を強化し、ふたつの事業を合わせて「地域子ども館」として（公財）武蔵野市子ども協会に委託し、運営を行っている。
チーム学校	多様化・複雑化する課題に対し、教員以外の専門人材と連携・分担して対応することで、教員が本来業務である教育指導に注力できるようにする体制を示す言葉。多様な人材の参画を可能とする連携・協働体制や学校の組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要となる。平成 27(2015)年、中央教育審議会が答申した。
チームティーチング	数名の教師がチームを作り、複数学級の児童を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。2 学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、児童の習熟度等に合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態
特別支援教室	通常の学級に在籍する情緒障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、障害の状態に応じて自立活動の指導を行うための教室。指導教員が各校を巡回し、指導を行う。
は行	
日影規制	周囲の敷地の日照を確保することを目的として、冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないように、建築物の高さを制限するもの。「日影による中高層の建築物の制限」の略
延床面積	建築物における、各階の床面積の合計
バリアフリー	原義は「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁等を取り除いていくことをいう。
バリアフリースイートイレ	高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者等、さまざまな人が利用しやすいように設計されたトイレ。従来は多機能トイレと呼ばれていた。

用語	説明
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。現在、本市では全小学校に水辺空間を中心としたビオトープを設置している。
非構造部材	柱、梁、床等の構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）等、構造体と区別された部材
複合化	複数の機能を一つの施設内に集約する公共施設マネジメント手法の一つ。公共施設の総床面積を縮小し、更新・維持管理費の縮減につなげるだけでなく、それぞれの機能に相乗効果と付加価値を与えるメリットがある（例：学校教育施設である学校内に、防災施設である防災倉庫を設置する）。
防火地域	建築物の密集している市街地において、不燃化を図り、火災の危険を防除するために建築物の構造を制限するもの。
や行	
容積率	敷地面積に対する延床面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加または緩和される場合がある。
用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や規模等により規制する制度
ら行	
ラーニング・コモンズ	本来は図書館等に設けられる総合的な自主学習のための環境で、I C T 機器や学習スペース等を備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会等さまざまな学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館、パソコン教室に、多目的室の機能等を加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
L o w - E 複層ガラス	2枚のガラス間に空気層を設けた複層ガラスとし、表面に特殊な金属膜をコーティングしたガラスを用いることで、太陽の熱を反射し、暖房で暖めた部屋の熱を吸収する。夏の暑さを和らげ、冬の暖房効率を高め、室内の快適性向上につながる。L o w - E とは“Low Emissivity”「低放射」の意味

